

厚生労働大臣 武見 敬三 様

2024年8月8日

新日本婦人の会

会長 米山淳子

子ども医療費助成のペナルティー 新たな措置で復活させないでください

厚生労働省は2023年9月、小学生から18歳未満への医療費助成を独自に行う自治体への「ペナルティー(罰則)」の廃止を決定し、今年4月から実施されています。これは、私たち新日本婦人の会をはじめ、多くの市民や医療関係者などが長年、粘り強く国や自治体に働きかけて実現したものです。

しかし、厚生労働省は6月26日、各都道府県の国民健康保険担当局に向け、「こどもの医療費の適正化等の取組」と称して、「外来医療費を無償化せず自己負担を設けている場合」や「無償化から窓口での支払いが必要な制度に変更した場合」など、2024年度の実施状況を踏まえ来年度から交付金に加点すると自治体に通知しました。

交付金の増減をちらつかせて、自治体に国の意向を押し付け、制度後退を招く、このようなやり方は許せません。事実上の「ペナルティー」の復活であり、子どもの疾病の早期発見と早期治療を妨げるものです。「こどもみらい戦略〈加速化プラン〉」のなかで国が実施した「ペナルティー廃止は子育てに対する経済的支援」としてきたことと大きく矛盾するものです。

国民の願いや自治体の努力を踏みにじる、6月26日の通知の撤回を求めます。

【要請項目】

- 6月26日の通知を撤回してください。
- すみやかに18歳までの医療費無償化の国の制度を創設してください。

以上